



◆ 国民年金保険料の納付は口座振替・前納がお得です

国民年金保険料の納付には、一定期間まとめて納付することによるお得な割引があります。納付方法は、現金（納付書）納付のほか、クレジットカード、口座振替による方法もあります。口座振替の場合、現金やクレジットカードで納めるよりも割引額が大きく、一番お得な納付方法となっています。

口座振替の申込みは①基礎年金番号の分かるもの、②口座番号の分かるもの、③届出印（通帳に使っている印鑑）を持参の上、通帳の融機関又は役場住民課戸籍年金医療グループにお越し下さい。

【納付方法別の納付額：令和4年度の例】（ ）内の金額が割引額です。

	現金・クレジットカード	口座振替	申込期限
通常納付（翌月振替・納付）	16,590円	16,590円	
早割（当月末振替）		16,540円	
6カ月前納（4月～9月）	98,730円 (▲810円)	98,410円 (▲1,130円)	令和4年 2月末日 令和4年 8月末日
II（10月～翌年3月）			
1年前納	195,550円 (▲3,530円)	194,910円 (▲4,170円)	令和4年 2月末日
2年前納（令和4・5年度）	382,780円 (▲14,540円)	381,530円 (▲15,790円)	令和4年 2月末日

※ 保険料は毎年度変わります。

令和5年度保険料に係る口座振替での前納の申込は、早めの手続きをお願いします。

65歳になるまでの年金（特別支給の老齢厚生年金・繰上げ支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）・特別支給の退職共済年金）を受けられる方が、雇用保険等の給付（失業給付又は高年齢雇用継続給付）を受けるとき、年金の全部又は一部が支給停止されます。

● 基本手当との調整

年金を受けている方が、ハローワークで求職の申込みをすると、実際に失業給付（雇用保険法の基本手当）を受けたかどうかには関係なく、求職の申込みをした月の翌月から受給が終了するまでの間、加給年金額も含めて年金が全額支給停止されます。

● 高年齢雇用継続給付との調整

年金を受けている方が、厚生年金保険の被保険者である月に高年齢雇用継続給付（雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）を受けると、在職による年金の停止に加えて、さらに年金の一部が支給停止されます。

◆ 失業給付・高年齢雇用継続給付を受けるとき

65歳になるまでの年金（特別支給の老齢厚生年金・繰上げ支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）・特別支給の退職共済年金）を受けられる方が、雇用保険等の給付（失業給付又は高年齢雇用継続給付）を受けるとき、「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」の提出が必要になります。

年10月1日よりも前の場合は、「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」の提出が必要になります。

雇用継続給付を受けられるようになつた日」が、とともに平成25年10月1日よりも前の場合は、

● 手続き



◇ お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話 26-19026
日本年金機構 旭川年金事務所
電話 0166-25-5606
全国共通予約専用受付ダイヤル
電話 0570-05-4890